

## 災害廃棄物の広域処理について

4月20日開催の常任委員会で、4月17日付環境省告示「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」について説明いたしましたが、その後、国から広域処理の要請（3月23日付）がありました大船渡市、陸前高田市の災害廃棄物の状況について、神奈川県及び3政令市で現地調査を行いましたので、その結果について報告いたします。

### 1 現地調査

#### (1) 調査日

5月7日～5月8日

#### (2) 調査先

岩手県庁、大船渡市役所、陸前高田市役所等

#### (3) 調査結果

- ・ 受入要請のあった岩手県大船渡市、陸前高田市の災害廃棄物については、太平洋セメント大船渡工場での処理が進んでいます。
- ・ 岩手県では、当初、災害廃棄物の発生量は435万トンあり、そのうち木くずを中心に57万トンの広域処理を必要としていましたが、発生量や性状が当初計画と異なってきたことから、5月末を目途に処理計画の見直しを進めています。  
なお、その中でも可燃性廃棄物の広域処理の必要性が示される予定です。

### 2 県及び3政令市の協議状況

- ・ 災害廃棄物を受け入れる場合の処理については、3政令市の焼却工場では災害廃棄物を焼却した後、神奈川県が所有する最終処分場（かながわ環境整備センター：横須賀市芦名）で災害廃棄物の受入量に相当する焼却灰を埋立処分することを基本に、現在、検討を進めています。
- ・ 県の最終処分場の利用については、県は引き続き誠意を持って丁寧に説明していくとしており、また、岩手県の計画見直しの状況も踏まえ、今後も、県及び3政令市の協議を進めていきます。